【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】
【出願日】
【出願番号】
33～37　［略］
38　第２条第６項の規定により産業技術力強化法第17条第１項の規定による特定研究開発成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第１項の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第１項の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第２項の定め又は民法第256条第１項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
39～43　［略］

様式第３（第２条関係）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】　意匠法第10条の２第１項の規定による意匠登録出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
【出願番号】
【出願日】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）

【パリ条約による優先権等の主張】
【国名】
【出願日】
【出願番号】
33～37　［略］
38　第２条第６項の規定により産業技術力強化法第19条の規定による特定研究開発成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」又は「国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願（平成○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第19条の適用を受けるもの）」のように記載する（備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第２項の定め又は民法第256条第１項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。
39～43　［略］

様式第３（第２条関係）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】　意匠法第10条の２第１項の規定による意匠登録出願
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
【出願番号】
【出願日】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）